

声明：退職手当引き下げをめぐる熊大使用者の不当労働行為に断固抗議する

2013年1月1日、熊本大学使用者は、本学教職員に対して改正「国家公務員退職手当法」と同一の退職手当引き下げを強行した。改正「国家公務員退職手当法」は、退職給付の官民格差を解消するためとして、2013年1月1日から2014年7月1日の間に国家公務員の退職手当を段階的に14.9%（平均402.6万円）引き下げるものである。これと同一の退職手当引き下げを行えば、熊大教職員は人生設計を修正せざるを得ない不利益を被る重大な労働条件の変更である。勤続35年以上の教授の場合、退職手当の引き下げ額は550万円にもものぼる（熊大使用者の提供資料による）。

いうまでもなく2004年4月の法人化以降、熊本大学教職員は国家公務員ではなく、労働法制の下にあり、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合、熊大使用者は労働者と合意するか、「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」であることを説明する責任を負っている（労働契約法第9条・第10条。「みちのく銀行事件」2000年9月7日最高裁判決）。しかし、今回の退職手当の引き下げにあたって熊大使用者は、2012年12月13日・17日に熊本大学教職員組合と2回の団体交渉を行なったものの、引き下げ提案が「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」であることを説明するどころか、自らの提案の根拠すらも示せないまま一方的に交渉を打ち切り、退職手当の引き下げを強行した。

2回の団体交渉において熊大使用者は、退職手当引き下げ提案の根拠を「社会一般の情勢」＝民間の水準に合わせるためと説明したが、組合から“現行の熊大の一般職員の退職手当の額は民間の水準と比べて高いのか低いのか”と問われると“民間と同等のレベル”と回答しながらも、更なる追及をうけると説明責任を放棄して“人事院の調査結果を妥当なものとするに信じるほかない”という旨の回答をする有様であった。この間の給与引き下げ問題で熊大使用者も認めたように、熊大一般職員の給与水準は国家公務員と比べて極めて低い状況にあり、退職手当についても同様なことは紛れもない事実である。

退職手当を引き下げざるを得ない財務状況についても、“国立大学法人の退職手当は特殊要因経費で措置されており、現行を維持するために自己収入で退職引当金を積み立てつづけることはできない”と述べるにとどまり、財務状況に関する客観的根拠を一切示すことはなかった。さらに組合は、今回の退職手当引き下げは判例（「朝日火災海上保険事件」1996年3月26日最高裁判決）に照らして不利益変更の遡及措置＝違法行為であることを指摘したが、谷口学長は何ら根拠を示さないまま“不利益変更の遡及措置にはあたらない”と強弁するのみであった。

以上から明らかなように、2回の交渉を行なったとはいえ、いずれも形式的なものにすぎず、実質的な交渉はまったく行なわれていない。こうした状況で一方的に交渉の終了を宣言し、就業規則の変更を強行することは、明らかに誠実交渉義務違反＝不当労働行為である。12月17日の交渉の際、組合は“実質的な交渉はまったく行なわれていない。継続して交渉することを申し入れます”と伝えていたが、19日に熊大使用者は“団体交渉の申し入れがあれば、受ける”と組合に連絡し、翌20日に組合は改めて文書で団体交渉の継続を申し入れた。にもかかわらず、熊大使用者は12月26日の臨時役員会で退職手当引き下げの1月1日強行実施を決定した。これは団体交渉拒否に等しい不当な行為であり、熊大使用者の不誠実さはここに極まったといわざるを得ない。

熊大使用者が誠実交渉の義務を果たさず、団体交渉を終えていない段階で就業規則を変更することに対して、黒髪、本荘・大江、附属病院3事業場の過半数代表者は規則変更に関する説明を受けること、ならびに意見書の提出を保留した。これは、法人化後のはじめの事態である。しかし、熊大使用者がまったく責務を果たしていない以上、各事業場の労働者を代表する過半数代表者としては当然の行為であり、この事態を招いた原因は熊大使用者の無責任な蛮行にほかならない。

今回の熊大使用者の不当労働行為は、2006年度の熊本県労働委員会のあっせん等を経てようやく回復していた労使関係を再び断絶の危機に陥れるものでもある。熊本大学教職員組合は、今回の熊大使用者の不当労働行為に断固抗議するとともに、熊大使用者に対して早急に誠実な対応を回復し、自らの責務を果たすことを要求する。

就業規則の変更を強行したとしても、高度の必要性と合理性を欠いている以上、それによって労働条件を切り下げることとは許されない。熊大使用者は代償措置を講ずる法的責任を負っている。1月7日、熊大教職員組合は、退職手当引き下げ分を自己財源で補填することを求める要求書と団体交渉の継続を熊大使用者に書面で申し入れた。我われ熊大教職員組合は、暫定的な給与減額問題をめぐる再交渉とならんで、退職手当引き下げ問題＝熊大使用者の不当労働行為について、全力をあげて粘り強く取り組んでいくことをここに宣言する。

2013年1月10日

熊本大学教職員組合執行委員会

上記「声明」を近日中立て看板に掲示し、各門前などに設置します。

| | | |
|--|---------------------|---|
|  | 熊本大学教職員組合 | |
| | No20 2013. 1. 10 | 内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/ |